

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24- 23)

施策名	目標5-3 野生動物の保護管理				
施策の概要	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	1,843,609	1,832,295	1,463,408	1,570,156
	補正予算(b)	0	0	2,000,000	
	繰り越し等(c)	41,800	99,800	△ 1,965,192	
合計(a+b+c)	1,885,409	1,932,095	1,498,216		
執行額(千円)	1,857,073	1,881,815	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	第3次レッドリストの公表	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
測定指標	2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(防除事業の実施箇所数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		9箇所	17箇所	19箇所	17箇所	23箇所	23箇所	20箇所
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
測定指標	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(鳥獣保護制度の継続的見直し)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	-	-	-	鳥獣保護基本指針の見直し	法の施行状況の点検	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-

	目標の達成状況	<p><希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に第4次のレッドリストを公表。 ・絶滅危惧種の保全については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物に新たに植物3種を追加して、捕獲や譲渡し等の規制対象としたほか、トキの保護増殖事業では、野生下で38年ぶりにヒナの巣立ちが確認されるなど、一定の成果を得ている。 ・ワシントン条約に関しては、科学当局として必要な国際的な絶滅危惧種に関する科学的知見を蓄積し、条約締約国会議での交渉に活用した。 <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、平成24年度には23箇所で行った防除事業を実施。外来生物法の実効性を確保することにより、特定外来生物の拡散や被害の発生・悪化を防いだ。 ・外来生物法に基づき、平成24年度までに特定外来生物を105種類指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。その結果、外来生物法施行から現時点まで、新たな特定外来生物の我が国への定着は確認されていない。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や希少種の保護上、一定の成果が出ている。
--	---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>・さらに外来生物法については、平成24年度に施行状況の検討を行い、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対して「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」について意見具申がなされた。この意見具申も踏まえて、第183回国会に外来生物法の一部を改正する法案を提出し、平成25年6月に、交雑により生じた生物を規制対象とできるようにすること、防除に資する学術研究の目的で行う特定外来生物の野外への放出等について主務大臣が許可できるようにすること、特定外来生物が付着・混入しているおそれのある輸入品等の検査や消毒・廃棄等を命ずることができるようにすること等の改正法が成立・公布された。</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成24年度は64件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <p>・鳥獣保護法の施行状況を検討するため、平成24年11月29日付けで中央環境審議会に諮問し、平成25年3月26日に中央環境審議会自然環境部会に鳥獣保護管理のあり方検討小委員会を設置した。</p> <p>・平成22年10月以降、全国16道府県、60羽で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、確実な情報把握が可能となった。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存></p> <p>・平成24年度に第4次レッドリストをとりまとめ、全10分類群について公表した。25年度にはレッドリストに記載された種についてとりまとめ編集したレッドデータブックを作成する。また、平成25年6月に成立した種の保存法の改正における衆・参両議院からの附帯決議等も踏まえ、国内希少野生動植物種の大幅な指定拡充に向け、必要な調査・検討を実施する。あわせて、保護増殖事業の実施を着実に進めるとともに、地方公共団体及び関係団体等との連携強化、絶滅危惧種の保全に資する科学的知見の充実、教育活動の充実等に努める。</p> <p>・戦略的な保全取組の必要性が指摘されたことを踏まえ、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(仮称)」を作成する。</p> <p>・ワシントン条約に関しては、科学当局としての責務を果たした。一方、種の保存法に基づくワシントン条約附属書掲載種の国内流通管理も一元的に取り組む必要があり、引き続き国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行する。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <p>・特定外来生物の飼養等の規制を実施するとともに、防除事業を23カ所で行って防除に係る目標値を達成するなど、特定外来生物の拡散や被害の防止に一定の成果を上げている。限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しているが、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。あわせて、平成25年6月に成立した改正外来生物法の施行に向けて、適切な執行体制を整え、確実な執行を確保する。さらに、平成24年に中央環境審議会から主務大臣に対してなされた意見具申も踏まえ、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画(仮称)」、「侵略的外来種リスト(仮称)」の平成25年度中の完成・公表を目指す。</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書等の締結に向けて、関係省庁と連携して必要な作業を進める。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <p>・鳥獣保護法の施行状況の検討については、鳥獣保護管理のあり方検討小委員会において、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けた検討を行い、平成25年秋頃に報告書を取りまとめる。</p> <p>・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・保護増殖事業やレッドリストの見直し等において、検討会での専門家による検討を経たところ、戦略的な保全への取組が必要である、との指摘を受け、今後、保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」を作成する。「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」の作成や、国内希少野生動植物種の指定等の検討にあたっては中央環境審議会自然環境部会及び野生生物小委員会における議論により専門家の知見を十分に活用する。</p> <p>・外来生物法の施行状況は、中央環境審議会野生生物部会において学識経験を有する者を委員として検討された。中央環境審議会の意見具申も踏まえ、今後の外来種対策の促進を図るとともに、「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び「侵略的外来種リスト(仮称)」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成25年度中の完成を目指す。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中島 慶二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------	---------------	--------------	-----------------	----------------